

廃棄物管理業協会認定試験問題 解答

1. 廃棄物管理業の定義について、以下の文章内の A、B、C に該当するものは次のうちどれか。

- A ウ. 事業活動
- B イ. 可視化
- C エ. 標準化

2. 廃棄物処理における各主体（国、都道府県（政令都市、中核都市含む）、市町村、排出事業者、排出者、廃棄物管理会社）の役割を責任分担について述べよ。

国：廃棄物に関する情報の収集・整理や法律の制定、技術開発の推進、市町村及び都道府県に対する技術的・財政的な援助など、他の主体がその責務を十分に果たせるよう基本的・総合的な施策の策定・実施することとしています。

都道府県（政令都市、中核都市含む）：市町村（一般廃棄物の処理責任を負う）に対し、その責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を行うとともに、その区域内における産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように処理計画の策定、排出事業者に対する指導・監督等を行うほか、産業廃棄物の処理業者に対し、処理業の許可・監督を行います。

市町村：一般廃棄物について、その区域の処理責任を有しており、処理計画の策定と処理を実施します。また、その区域内における一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずることとしています。

排出事業者：その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理する責任を有するとともに、その再生利用等を行うことにより減量に努め、民間の処理業者に委託するなどして適正な処理を行います。また、取り扱う製品、容器等が廃棄物となることを想定し、処理が困難にならないような製品・容器等の開発、処理方法についての情報提供を行うこととしています。

排出者（国民）：一般廃棄物の排出者である国民は、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、排出抑制や分別排出するなどして、廃棄物の減量やその適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力することとしています。

廃棄物管理業者：排出事業者の代わりとして、適正な処理業者の推薦や排出物の内容確認（現地確認）、数量把握及び請求の一元管理、契約書作成、処理業者との処理方法の確認な

どの業務を行います。

廃棄物管理会社とは、代理人の地位を有し、排出事業者が行うべき廃棄物業務を代する会社と位置付けることができます。

3. 廃棄物処理法の第1条で規定している廃棄物処理法の目的について、以下の文章内のA、Bに該当するものは次のうちどれか。

- A ア. 収集
- B イ. 運搬
- C ウ. 再生
- D エ. 生活環境

4. 各種リサイクル法の制定年について答えよ。

ウ、イ、カ、オ、ア、エ

5. 廃棄物の定義について、以下の文章内のA、Bに該当するものは次のうちどれか。

- A ウ. 固形状
- B ウ. 不要

6. 当協会が考える廃棄物管理の実務項目数はいくつか？

ア. 33

7. 1 新規排出事業者への初期対応業務 (1) 新規排出事業者の初期調査

会社ホームページ

帝国データバンク等の外部機関

口コミ

8. 1 新規排出事業者への初期対応業務 (3) 管理としての留意事項について、以下の文章内のA、Bに該当するものを次のうちどれか。

- A ア. 顧客第一主義
- B ア. 現場主義

9. 1 新規排出事業者への初期対応業務 (3) 管理としての留意事項

イ. 業務効率化 エ. リサイクルの推進 オ. コスト削減 カ. コンプライアンス

10. 1 新規排出事業者への初期対応業務 (3) 管理としての留意事項

ウ. 処理フロー エ. 数量 カ. 業務フロー キ. 排出品目

1 1. 2 排出事業者への事前アンケートとヒアリング

エ. 守秘義務契約

1 2. 2 排出事業者への事前アンケートとヒアリング (2) 事前アンケートによる情報入手
可燃物、食品残渣、不燃物、資源物、段ボール、産業廃棄物

1 3. 2 排出事業者への事前アンケートとヒアリング (6) 見積書・提案書、契約書のたたき台作成
エ. コスト・シミュレーション

1 4. 4 排出事業者の現地調査の進め方

ア. 現地調査チェックリスト

1 5. 5 実務業者の調査・選定に関する業務

ウ. 許可証の確認 (有効期限、品目、自治体) カ. 行政処分情報確認
ア. 与信情報確認 イ. 指定ごみ袋・行政処分手数料確認 オ. 契約締結
エ. 実地確認調査

1 6. 5 実務業者の調査・選定に関する業務 (2) 実務業者の選定の考え方 (契約締結
後) ①収集運搬業者 (一廃) の場合

A ウ. 処理単価の安い業者
B イ. 当該地域の配車が多い業者

1 7. 7 排出事業者及び実務業者との委託管理契約に関する業務 (1) 管理委託契約書作
成における、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の違い

A・B ア. 口頭 ウ. 覚書
C・D オ. 契約書の作成 カ. 保管

1 8. 8 廃棄物数量の集計に関する業務

エ. 継続したコスト削減

1 9. 8 廃棄物数量の集計に関する業務 (2) 廃棄物数量集計の機能

ウ. 排出事業者責任

2 0. 廃棄物数量の集計に関する業務 (3) 集計の実務について

ア. 換算数値

21. 9 適正コストの維持管理に関する業務

エ. 事業継続

22. 9 適正コストの維持管理に関する業務 (2) 適正コストの調査・算出方法

A カ. 排出者 B イ. 運搬費 C オ. 処分費 D コ. マニフェスト

23. 10 リサイクルの促進に関する業務 (1) 顧客の現状把握・分析

1. Reduce (リデュース)・・・「A 廃棄物の発生抑制」
2. Reuse (リユース)・・・「B 再使用」
3. Recycle (リサイクル)・・・「C 再資源化・再利用」

(2) 24. 10 リサイクルの促進に関する業務 (3) 実務業者の推薦 (選定)

実務業者の推薦 (選定) 時の基礎に該当するもの最適なもの4つを選んでください。

ア、ウ、オ、カ

25. 10 リサイクルの促進に関する業務 (3) 実務業者の推薦 (選定)

(ア) レスポンスが良いこと

- ① 連絡が取りやすい
- ② クレーム対応や業務改善がスピーディーである
- ③ 管理会社からの要請に柔軟に対応してもらえる

(イ) お客様第一主義の考えを理解してもらえること

- ① サービス業である以上、お客さまのニーズに応えることができる
処理業者の立場ではなく排出事業者の立場で提案しましょう。
- ② 管理会社の考え方をよく理解し協力的である
- ③ 新しい改善提案を自ら行ってくれる
- ④ 従業員 (ドライバー) の教育がしっかりしている

(ウ) サステイナブル (継続) できる業者を選定しましょう。

処理業者が継続できる提案をしましょう。

26. 11 廃棄物処理費用の代理受領・支払業務 (1) この業務の目的と効果

イ. 支払い窓口

27. 13 各種データの集計に関する業務 (1) データ集計が必要となる理由

a 廃棄物のコスト削減、適正コスト算出のため

ゴミの品目、発生量、リサイクル率がわかることによって処理フロー全体や業者

選定が適切かの判断になります。

b リサイクル率向上の提案のため

c メーカーによる環境負荷の把握

例えばメーカーが新しい製品を開発する場合、その製品は製造工程で廃棄物をどのくらい排出するのか、といった「環境負荷」の問題を把握しておかなければなりません。このような分析に廃棄物のデータが役に立ちます。

さらに「住宅の外壁材はこの材質を使うことによってリサイクルできる」といった管理会社側からのアドバイスも可能です。

d 産廃処理業者の処理プラント構築

中間処理において、自分たちが取り扱っている廃棄物の量、構成・配分といったデータを知ることによって、どんな処理プラントを組めばいいのかが変わってきます。

どこにどれだけコストがかかっているのかがわかると、そのコストを下げるために洗浄機や分別機を導入するといった対策も可能になります。

e 収集運搬車の回収効率アップのため

収集運搬では、あるエリアの車両は 1 時間で満載になるのに別のエリアの車両は 1 日かけても満載にならない、といった問題が起こります。

データを分析することにより、どれだけ効率的に配車ができているか、いないかが分かりますので次の対応につなげることができます。

28.13 各種データの集計に関する業務 (3) 廃棄物データの例

f 静的データ

- ・ 処理フロー情報…どのような品目がどの処理事業者に委託されているかの情報
- ・ 契約書情報…廃棄物、有価物、専ら物など、排出物全ての契約情報、期限管理
- ・ 処理事業者情報…委託先の処理事業者情報 得意品目は何か
- ・ 許認可情報…どの処理事業者がどのような許認可を持っているか、及びその許可期限の情報 特に許可品目、処理能力
- ・ 処理単価等情報…処理単価や換算重量などの情報
- ・ 品目情報…法令分類（一廃、産廃、有価物）、行政などに提出する分類、食品リサイクル状態等の情報

g 動的データ

- ・ 排出重量情報…日々入力される排出重量の情報（品目毎）
- ・ 処理料金等情報…処理委託料金の情報
- ・ リサイクル率（産廃）…ゼロ・エミッションに活用

29. 15 排出事業者、実務業者との情報交換、指導に関する業務

ウ. 安全・安定・安心

30. 18 収集運搬業者の解約に関する業務

イ. 貸与品

31. 20 閉鎖に関する業務 （1）収集運搬業者への通知

ウ. 書面もしくはメール

32. 20 多量排出事業者等のためのデータ集計業務（年度末を基準とする）

ア. 100